

法科大学院と法曹養成

中京大学法科大学院客員教授
法曹養成研究所客員研究員

鈴木重勝

はじめに

民事裁判にしる、刑事裁判にしる、ひとつのメカニズムである。だから、やがて、そのために、コンピューター技術が発達すると、すべて電算処理がなされる時代がくるかもしれない。事件ごとに、パターン化されたソフトが完成し、刑事訴訟でも、起訴状の公訴事実でも、民事訴訟の訴状における請求原因事実、答弁書の抗弁事実でも、また、そのために必要とされる証拠が入力されると、その証拠の証明力がパーセントで表示され、提出文書も真偽が判定される。証言も証人がマイクに向かって供述すると、その信憑性や信用度が数字で表示されて、裁判官の『確信形成』のためには不足分があると表示される場合には、さらに追加分を入力することになる。そして、最後に判決が自動的に出てくる仕組みである。それを判決文としてプリントアウトしてもいいが、検察官や被告人、原告・被告の各自のパソコンに「添付」されることになる。

しかし、このような時代が到来しない限り、訴訟のメカニズムは『人』によって運用されなければならない。その『人』、つまり、裁判官、検察官、弁護士という法曹によってである。従って、訴訟・裁判の営為のためには、この法曹は不可欠の存在であるから、その法曹を、国家は必ず一定人数を養成（というよりも、現在の法曹の後継者の確保）しなければならないが、それをどのように養成するかとなると、その方策は、現に日本においても、ここ数十年の間にも、すでに数百通りもあげられているが、しかし、提案された、どのような方策にも、必ず、多少の欠陥があるから、その欠陥が指摘され批判されて、また、次々が提案されてくる。ドイツでは、それが実証され続けてきた。ある提案に基づき、それが法制化されようと試みられても、やがて、その短所が明らかにされて、また、次の提案が取り沙汰されることを繰り返してきたのである。だから、ドイツでは、『法曹養成の歴史は、改革の試みの挫折の歴史』であると言われ、また、『法曹養成改革は、終わりなき歴史である』とも言われている。

そして、日本が選択したのは、『法科大学院による法曹養成』である。本当に正しい選択をしたのかは、まだ、誰にも、まるで、わからない。第一に、この制度の発足は、危険

を告げる信号も設置されないうちに、慌ただしく「見切り発車」をした電車と同じである。だから、次々と、信号機や踏切がつくられているが、すでに、発車した電車は、ますます、スピードをあげて、突っ走っている状況にある。

一 連携法による法科大学院教育と司法試験

それが、このところに来て、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」が制定され、新司法試験の調査会も最終報告がなされて、さらに修習委員会による修習のあり様も確定されている（以後、これらの規定をすべて、「連携法など」とよぶことにする）。そして、これを読む限りでは、法曹養成の理念は、かくあるべきだと思われる程に完璧であり、これ以上に、法曹養成のあるべき姿を想定することはできない。国民からの委託を受けて策定されるべき法曹養成は、どのような者が、日本の司法の担い手になるかを決定する重大問題であるから、ここに示されたような、法曹養成こそが、国民に対する責任を果たしているということなのであろう。

しかしながら、原理としても、原則としても、なるほど、とわかるような気がするが、当然のことながら、文言が、きわめて抽象的・多義的であるために、具体的に、実際には、どのようになるのかを理解しようとすると、実に、難しいことがわかる。そこで、この全容を理解することができるためには、提案されている司法試験の出題のサンプルを提示して、解答例なども添付し、その問題と解答例において、期待されている能力の判定基準を具体的に指摘しながら、どのような法曹が養成されることを企図しているのかを具体的に示してもらえれば、それを通し、法科大学院教育、司法試験、司法修習のあり様と、連携法などの期待している法曹像を実際に理解することができるのではないかと考える。

1 「プロセス」としての、法曹養成システム

法律（連携法2条）では、「法曹養成の基本理念」として、現在、求められている法曹は、「高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹」であるし、また、そのような法曹を養成するためには（司法修習委員会の「取りまとめ」によると）、「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させ、さらには法曹資格取得後の継続教育（OJTを含む）をも視野に入れた、「プロセス」としての法曹養成制度全般を通じて養成されるべきものである」とされている。以下に、連携法などに示された養成プロセスを掲げる。

（1）法科大学院

法科大学院は「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を

体系的に実施」することになる。

(2) 司法試験

「法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行う」試験である。

(3) 司法修習

「法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させる」ために行われる。

(4) 継続教育

司法修習が終わっても、さらに、その上に、OJTを含んだ継続教育が行われる。

2 それぞれの関係

(1) 法科大学院と司法修習の役割分担

「法曹としての実務を遂行していく上で必要な知識・能力としては、法的問題解決の基準となるべき多様な法規範に関する体系的知識、理解と、具体的な問題に関連する事実関係を法的に整理し、当該問題について適正な解決の方向を探し出す技量、技能を挙げることができる。したがって、法曹教育の内容としては、の体系的知識、理解力を涵養するための法理論教育と の技量、技能を修得させるための法律実務教育が必要とされることになる。このうち、の法理論教育は、法科大学院の役割に属するが、は司法修習が、「その中心的役割を担うべきである」とする。

「そして、実務を意識した法理論教育と法律実務教育への導入部分を法科大学院が担当することにより、法理論と実務との架橋が図られるべきである」。

(2) 司法試験の媒介

<前記(1)の>「法科大学院の教育を踏まえ、これからの法曹に必要とされる資質を念頭に置いて、<前記(2)の>司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することになる」。

(3) 司法修習と継続教育と役割分担

「各分野に特有の専門知識・技法や技術的・形式的事項については、むしろそれぞれの法曹資格取得後の継続教育(OJTを含む)に委ねることが望ましく、司法修習の課程においては、多様化、専門化する法曹の活動にも耐え得る基礎となる実務的能力(実務全般に対して汎用性のある基礎力)を養成することを目指すべきである」。

3 司法試験の位置づけ

このような、新制度による法曹養成の仕組みは、階層構造をなしている。つまり、まず、法科大学院があって、その教育の達成度を判定する司法試験があり、その上に、司法修習

が積み重なって、さらに、その上に、実践の場での継続教育がある、という仕組みである。だから、このような仕組みの中で、司法試験は決して中核的位置にあるのではなく、通過点に過ぎない。つまり、連結しているプロセスの中の、一つの鎖の環にしか過ぎないので、これまでのように、司法試験の一『点』だけを重視する見方も扱いも、誤っている。むしろ、その試験の合格後の養成の課程まで含めて司法試験を位置付けるべきであるということになる。

4 しかし、本当に、そうであろうか

養成されるのは、学生である。以上のように、養成する客観的な仕組みだけを、やみくもに機械的に組織しても、肝心の養成される主体を考慮することをしないで、これからの法曹には、『豊かな人間性や感受性、...社会や人間関係に対する洞察力...などの資質が求められる』とは、よく言えたものである。

法科大学院にとっても、学生にとっても、司法試験に合格してこそ、その後の養成の制度があり得るのであり、合格しなければ、その後の養成の仕組みは実在しないだけでなく、その以前の法科大学院の教育を受けたことも、まるっきり、ムダになるのである。つまり、学生にとっては、司法試験に合格してこそ、プロセス全体としての法曹養成は意味がある。だから、司法試験の一点こそ、人生の岐路を決定する重大事なのである。

養成される学生に、『豊かな人間性や感受性...社会や人間関係に対する洞察力』の資質を要求する以前に、要求する側に、このような資質が備わっていることが必要なのではないか。それが備わっていれば、もう少し、思いやりをもって、司法試験こそ、学生にとっても、法科大学院にとっても、中核的な位置にあることが理解されるはずである。

この試験の合格・不合格が、本人にとっても、社会にとってもどれほど、決定的であるかは『社会や人間関係に対する洞察力』が、たとえ、とくに、なくとも、先刻、承知のはずである。

日本では、それほど民度は低くはないはずなのに、司法試験に関しては、理不尽なほどに合否に仰々しい。つまり、この一点に関するかぎりでは、国民全体が、周囲を山々に囲まれた、山村の「村びと」となっている。本来は、たかだか、法曹の途を希望・選択しただけのことである。橋梁工学を学びそなって橋の技術者になれなくとも、天気予報士の試験に失敗しても、『社会や人間関係に対する洞察力』をもってすれば、「ああ、そうか」というだけである。ところが、司法試験では、合格できれば天下の秀才の誉れ高く、専門家として社会的にも、経済的にも安定した生活が送れることが保障されるが、合格できなければ、劣等生どころか、人生の敗残者という『のし紙』を大きくひたいに張られて余生を生きることになる。

しかし、「村びと」による、このような評価も無理もないと思われるのは、大体、受験

期間が長すぎるからである。法学部4年間、それに、これからは、法科大学院の2年間、そして、5年間のうちの3回受験で、最終回の失敗では、一体、いくつになっていることやら（もっとも、昨年の合格者の平均年齢は28歳）。これだけの期間を、受験を準備して合格できなければ、その間、好奇の目で見られていただけに、そのようなレッテルは致し方ないのかもしれない。

しかしながら、重大なことは、このような無残な結果に終わる希望者がいてこそ、日本では、法律家を得ることができるのである。もし、あまりにも、理不尽な試験のために、一人も受験しなければ、日本では、一人も法律家を得ることはできないのである。あるいは、あまりにも、わけのわからない養成システムのために、素質のある学生が、他の進路を選んだ結果、実際の受験集団全体の質が低下するようなことになれば、これまた、どうしようもないことになる。

だから、現在、大量の志願者が殺到しているからといって、それに奢れば、将来は、どのようなになるかはわからないのである。むしろ、8割も合格できると、ウソの宣伝に乗せられて『法科大学院に殺到した現象』だけを見て、立案者が奢り高ぶれば、学生の側で、その熱が冷めたときにはどうなることかと懸念される。あるいは、そのような事態は有り得ないと考えていたら、それは間違いだ。実は、その経験がある。司法試験の志願者が、日本全体で、2万人を切ろうかという時期があり、さすがに、法務省でさえも、大学においては学生に司法試験に関心をもたせるようにしたらどうかと語りかけ、当時、私自身も受験生の少なくなった大学で、受験を大いに勧めて、現在は、200人も受からないのに6000人からの受験生に膨れ上がっている（その責任は感じている）。

少なくとも、これまで、半世紀も続いてきた法曹養成システムを、見かけだけではこれだけ、根本的に変革させて、しかも、間髪を容れずの「見切り発車」であるから、学生に十分に納得させた上での実施が最少限にも必要ではないか。

繰り返すと、『豊かな人間性や感受性...社会や人間関係に対する洞察力』をもってすれば、受験生不在の養成の仕組みがつかれるわけがない。

二 モデル問題の公示の効用

1 上述したところは、要するに『連携法』や「新司法試験調査会最終報告書」も、そして修習委員会の『議論の取りまとめ』などの、規定の文言はあまりにも抽象的・多義的にすぎる、ということである。

そこで、そのことを強調するためにこれらの規定による司法試験のあり様について繰り返すと「新司法試験は、法科大学院の教育を踏まえたものとし、司法修習を経れば、法曹

としての活動を始めることができる程度の能力を備えているかを判定する」というが、(A) 一体、しきりにくりかえされる、この『法科大学院の教育を踏まえたもの』とは、どういうことなのか。ただ、法科大学院教育を前提にするとか、必要単位を取得して終了するということではないだろう。また、法科大学院で成績優秀であることでもないだろう。そこで、広辞苑を見ると、『踏まえる』とは、ふみつけて押える。おさえる。指揮下におく。考え合わせる。考慮する。「事実を踏まえて決定する」。よりどころとする。「この句は万葉集の歌を踏まえている」となっている。おそらく、このの意味か、の意味なのだろう。これを代入すると、では、「法科大学院の教育を『考え合わせる』あるいは『考慮する』となる」。では、「法科大学院の教育を『よりどころとする』となる」。まず、司法試験たるもの、「万葉集の歌を踏まえる」のように、法科大学院教育をよりどころにしなければならないほどに、アイデアに枯渇しているわけではないから、これではない。また、の法科大学院の教育を『考え合わせる』ということはないだろうから、もう一つの、法科大学院教育を『考慮する』ということになる。なるほど、理解しやすい。それならば、はじめから、『踏まえた』と言わないで、『考慮して』と言えばいいのに、それを意図的に使わないのは、『考慮する』だけでは、十分に表現できないものがあるからであろうが、そうすると、ますます、理解が困難になる。

そこで、やはり、具体的な試験問題のモデルとするサンプルがあって、はじめて理解ができるだろう。なお、仮に『考慮する』にしても、司法試験の出題が、法科大学院教育をどのように『考慮する』のか、やはり、具体的に説明がなされるべきである。

(B) 「司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の能力」というのも、どのような「能力」であるか分からない。あまりにも、抽象的であり、あまりにも、あいまいではないか。建て前を説明する側としては、このような呪文のような一般的説示で、ことたりるだろうが、司法試験を受験する身になってみれば、自分がそれだけの「能力」を備えているかどうかを知らなければならないのであるから、もう少し、親切でわかり易い基準がほしいと考えるのは当然のことだと思う。

(C) また、しばしば、「法科大学院における教育と有機的連携の下に、……」というが、その『有機的連携』とは、具体的には、法科大学院教育とどのように『連携』することなのか。法科大学院の教育内容を身に付けたかどうかをテストするという意味なのであるだろうか。もし、そうであるとすると、各法科大学院はいずれも、それぞれ、独自の教育システムによる独自の教育内容を誇っているはずであるから、多種多様である。そうすると、結局、これまでの司法試験と同様に、「あるべき法科大学院教育」を抽象的・一般的に想定して、出題することになる。これまでの司法試験も、各大学法学部のカリキュラムは多彩であったから、各大学の現実の教育がどのように行われているかを度外視して、「あるべき法学教育における教育の範囲と質の程度」を想定して出題がなされていた。そうする

ことで、司法試験は、実際の法学部の教育とは、切断され、予備校が繁盛したのである。

(D) さらに、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと」のほうがり易い気もするが、それこそ、司法研修所教育を受ける前の段階で、そのような実務家に「必要な学識及びその応用能力」の具備の有無の判定には、無理がないだろうか。

ところが、現行の司法試験法第1条は「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする」と規定されていたのである。だが、その一発勝負の司法試験とは、全然異なるという触れ込みであるから、実際には、どのようになるのだろうか。

(E) 上記2(1)の法科大学院と研修所との役割分担において、「法的問題解決の基準となるべき多様な法規範に関する体系的知識、理解」のための「法理論教育は法科大学院の役割に属する」として、「実務を意識した法理論教育と法律実務教育への導入部分を法科大学院が担当することにより、法理論と実務との架橋が図られるべきである」というのは、大変に説得力をもつが、そのような役割をもつ法科大学院教育と「有機的連携する」とか『踏まえる』ことにより、司法試験の内容が決定されるということが、分かりにくいのである。つまり、抽象的な原理・原則として表現されていることが、具体化されると、実際には、どのようになるかが理解しにくいのである。

(F) また、「新司法試験においては、...科目ごとに、出題方針や配点等について、ある程度自由に工夫することとする」となっている。その「ある程度」がどの程度であるかは、問題作成者の「自由に工夫すること」にまかされているのであるから、受験生にとっては、まるで、見当すらつけ難くなっている。そのことは、立案者自身がよく承知しているはずである。

2 サンプル問題の作成・提示

これほど、抽象的な規定だけで、どのような試験がなされるかを理解しろ、というのは、無理ではないか。まさか、これらの規定は、試験を実施する側、あるいは問題を作成する者のためだけの準則であって、受験生に向けられたものではないから、受験生はわからなくともいいのだ、ということではあるまい。つまり、「由ラシムベシ、知ラシムベカラズ」ということではないだろう。

そこで、上記の原理によると、法科大学院教育を『踏まえる』ことにより、また、『有機的連携』させることによって、実際の試験がどのようになるか、そのサンプルを試験問題の全体にわたって作成されることを期待したい。ことに、「論文式試験」の民事系の試験においては、「実体法・手続法間又は民法・商法間にまたがる問題」が出題されると予告されているが、これは、学生にとっては、初めての経験であるだけでなく、その出題

のバリエーションは、限り無くあり得るのであるから、そのような出題の5問、6問のサンプルとその解答例をも添付して、その上で、その問題においては、どのように『事例的解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる』のかを、実際に指摘しながら、提案者が考えているところを具体的に明確に示してほしい（後述「司法試験」の項目でも触れる）。

そうすれば、司法試験が法科大学院教育を、どのように『踏まえるのか』、また、どのように『有機的連携』の下に、判定するのが、実際に知ることができる。

そのようなサンプルを示して、「出題はこのようになる」ということが、日本全国に公示されれば、現在の法科大学院の学生だけでなく、これから、法科大学院に進学して、法曹を目指そうかと考えている法学部の学生にも、大いに参考になる。

法科大学院においては、「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論能力を含む）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施」するとされているが、このように宣言する以上、その教育の成果の判定を行う司法試験がどのように行われるかのモデル問題を作成して提示することは、法曹養成改革を提案した者の義務ではないか。むしろ、『連携法』の公布に当たって、施行規則にでも、公示すべきではなかったろうか。

そのサンプル問題で、各法科大学院でも、教育の到達度の目安となるし、「教育を体系的に実施」する上で、きわめて参考になる。また、そのモデル問題を通して、学生自身も自己判定により、不安も解消できる。

このことは、実は、調査報告書も、その「はじめに」で、「法科大学院を目指す人々に対して、できるだけ早期に新司法試験の具体的な実施内容に関する情報を提供し、新制度の不安を取り除くことが重要であるとの観点から」検討が重ねられてきたが、「本報告書において、新司法試験について、連携法及び改正司法試験法において求められている在るべき姿に基づいて、相当程度の具体的内容を明らかにすることができたのではないかと考えている」として、この報告書を公表するに至っている。

これまで、受験生は、知りたがっていたが、とかく、先延ばしにされていた、試験の実施の中身の全容が鮮明にはなっている。試験の実施の時期、試験の科目の範囲、各科目の配点、短答式試験の在り方、試験時間、問題数、論文試験の成績評価の在り方、採点調整を行うことの公表、およそ、司法試験の実施に関するすべての事項があますことなく、明確にされ、公表されていると言える。

確かに、ここまでは、そのとおりなのだが、このような手順で実施され、このような基準で採点されることが、明白にはなっているが、現在、法科大学院の教育を受けている側とすると、その教育内容をどのように『踏まえ』た内容として出題されるのか、あるいは、その教育内容とどのように『有機的連携』を持った問題が作られるのか、想像すらできな

いのである。これでは、学生側が正確に準備することも、教育する側が指導する方針すら立たないのではないかと思われる。

それが、もし、モデルとなるサンプル問題が公示されれば、それが、たとえ、結果的に、実際の出題と比べて、相当に違いがあったとしても、学生も法科大学院も大変参考になり、取り組みの目安となる。

三 法科大学院における「理論教育」の段階

法科大学院における第一段階の『理論教育』の内容は、すべて法学部教育で十分経験してきたところの延長であるから、とり立てて格別なことはないようにも考えられる。だが、やはり、深刻な問題はある。未修者コースでは、教育効果の達成の限度が問題であり、既修者コースでは教員と学生との間の緊張関係から生ずる『教員受難』が問題となる。

1 未修者コースの問題

どの大学の法学部でも、文部省の大綱化方針以来、法律専門科目のカリキュラムを充実させ、民法、憲法、刑法は入学した時から開始されるが、とりわけ民法は4年までに7科目ぐらいに分けて、1年間に2科目を並行的に授業を行うのが普通である。そして、このような基本科目の上に、手続法なり、国際関係法、外国法が上乘せさせられる。さらに、法哲学や法社会学の基礎法学部門に加えて先端科目までを選択履修させて、科学技術、産業技術の発展に対応する努力をしているのである。また、どの科目についても、少人数クラスによる「法学演習」がくりかえされる。このように、法学部では4年間にわたり、幾重にも法律専門科目の基礎的理解の徹底を図っているのであるから、この段階を欠いている「未修者コース」ではどのようなになるのか。ことに、このコースの3年目には、「実務教育」の段階がまっているのであるから、2年間で、本来4年間で要する法学教育の全体をどれ程に習得、到達が可能となるのかが問題である。

立案者たちが、法科大学院構想をぶち上げた時点で、法学部以外の学部出身を大歓迎するような素振りに、それを素直に、真にうけて進学してきた学生は、未修者コースの半数以上を占めているのではないか。この学生たちは、当初の歓迎ぶりから、なにがしかの『特典』、『恩典』が与えられるものと期待していたかも知れない。そして、事実、与えられても良かったかのではないか。

たとえば、司法試験でも、既修者とは試験問題を別にするとか、同じにするにしても、採点基準を異にするとか、などである。そして、合格後の修習でのケアも異別にして、実務家資格が与えられる二回試験の際に、既修者と同等にするなどの工夫があっても良かったと思う。

このように、特別な優遇措置をとらない限り、法学部で4年間も法律科目を履修した者と同一の学力を要求すること自体、間違っていたのではないか。というのも、裁判事件では、医学、薬学、化学、建築をはじめとする理工科学系の知識・技能を必要とするし、社会学や心理学の分野の特殊専門知識の具備も要求されることもある。それが、このような、特殊専門分野には、カラッキシ知恵のない法学部一色の法律家集団の中にあっては、貴重な活動が期待されるからこそ、呼び込みを激しく行ってきたはずである。

ところが、現在までのところ、この法学部以外の出身者に対しては、なにも、恩恵がないどころか、試験問題は、未修者が既修者であるかを区別することもないし、出題・採点も区別されることはないから、このままでは、未修者の合格はおぼつかないのではないかと懸念される。

そして、もし、何年間も、この人たちの不合格が多いという状況が続けば、この金の卵ほどに貴重な法学部以外の出身者の法科大学院への進学は少なくなるだろうし、やがては、皆無になることもありうる。この辺りが、未修者コースの問題である。

2 未修者の奮闘の期待

それでも、たとえ、8割も合格できるという宣伝に踊らされたにせよ、現に、法科大学院に在学している以上、立案者の『好意』を期待することはできないのであるから、短期間に既修者なみに合格答案を書けるほどに、実力を身につけることが大事である。

そして、それが、可能にする事の望みがないわけではない。それは、法学部以外の出身者が、意外なほどの『理解力』を身につけていることである。そのことは、早稲田の法職課程教室で、『法学部以外の学生のための講座』を特別に設置した経験から思い知らされたことである。

しかし、なにも、このような特異な経験がなくとも、教師として、だれでも経験で知っていることは、学生は、2年生よりも3年の学生が、そして3年の学生よりも、4年の学生の方が、驚異的な『理解力』を身に付けていることである。この年頃の成長のさかりのときには、たとえば、サークル活動に明け暮れ、合コンに憂き身をやつしている学生でも、1年間には、信じられないほどの奇跡的な「伸長」を示している。まして、学年末試験に備えて、毎日、毎晩、一夜漬けで集中している時期の学生は、神がかり的な「秀才ぶり」を発揮する。この僅かな期間の理解力は教師を凌ぐほどであると言っても、言い過ぎではないくらいである。しかし、教師が助かるのは、学生たちが、この時期をすぎると、元の木阿弥の怠惰な学生に戻るから、教師を凌ぐほどではなくなることである。

ことほど、さように、法学部の学生でさえも、このとおりであるから、いわんや、理工系や心理学、栄養学のような法律学から見れば異種・異端の学問を研鑽して、頭脳に刺激を与え続けてきた学生たちが、有り余るほどの『理解力』を身に付けてきたことは確かである。

ある。その『理解力』をもって、法律学に取り組めば、2年間の成果には、大いに期待できるだろう。

それに、法学部の教師は、やたらと、『覚えるな！ 覚えるな！』と連呼し、『理解することが大事なんだ！』と絶叫する。だが、これは、ウソである。法律学は覚えていなければ、専門家にはなれない。もし、診療に当たっている医師が、病気についての医学を覚えていなければ、診察もできないし、いわんや治療にも当たれない。裁判官や弁護士が法律学を覚えていなければ、事件処理はできない。

ところが、『理解すること』は、実は、『覚えていること』が前提になる。『覚えて』いなければ、その次の項目は『理解できない』。『覚えている』からこそ、『理解できる』のだ。しかし、あえて、覚えようとしなくとも、法律学に日夜、取り組んでいるうちには、ひとりでの、『覚える』ことが多い。それでも、それには限界はあるから、『覚えよう』と意識することは重要なことである。

3 既修者コースの教員の受難

これまで、大学の教員は、もともと、研究者であることを自負し、本来の仕事は、法律学の学問的研究であって、その成果の発表は生きている証しでもあり、本人にとっては、これほどハッピーで満足することは他にないと考えているが、また、実際にも、その研究成果が日本の法律学研究の水準を高めてきたし、それが現代の社会の動きに大きな影響を与えてきた。

だから、教室での授業は二次的な任務であるとしても、大学における教育であれば、研究の続きの面も持っているし、また、そうでなくとも、その教育の骨折りを承知で大学に在籍している以上、当然のオブリゲーションと受けとめて甘受しているが、時間の余裕があれば、論文の生産に渾身の力を尽くしたいと考えてきた。

それが、司法試験の受験指導となれば、どうか。司法試験と聞いただけで、毛虫を見たように渋面をつくり、受験生を蛇蝎のように忌み嫌ってきた。確かに、受験指導など、大学の教員の本来の業務ではないから、できるだけ、避けたいのは、よく、理解できる。司法試験に相当する科目を担当する教員でも、生涯一度も試験問題を見たことがないのは、普通である。

また、このように、教員が司法試験の受験指導を毛嫌いする理由の一つには、それにより恩恵を受けるはず学生の態度にもある。彼らは、ゼミの参加者などのように、教員と学生との間を結び付けている精神的紐帯の要素は全くなく、もっぱら受験目的の集団の中に埋没して個性を脱色させ、予備校なみに、自分の受験の成功のためにだけ、教員を利用すること以外には考えていない学生たちである。

そして、もしも、試験に合格しても、それは、自分が、他人よりも秀れていたからであ

り、また、実力の然からしめるところであって、すくなくとも、教員のおかげであることなど、さらさらにはないと思っている。現に、同じ教員のもとで、何十人が同じような指導を受けていたのにもかかわらず、その中で合格したのが自分だけであることが、なによりの証明であると確信している。もし、その教員の努力のおかげであるとすれば、その教員のもとで指導を受けていた全員が合格できたはずだからである。

それでは、その学生にとって、大学の教員は何であったのか。それは、きわめて明瞭である。黒板や机やエアコンと同じように、教室の付属物に他ならない。

それでは、学生は、なぜ、そのような教室に出入りするのか。それも明瞭である。初めから終わりまでの授業時間のうちの、ほんの『数分間』だけでも、受験目的に多少は参考になることが話されることがあるからであり、それを仲間が聴いて、自分が聴かないことがあれば、きびしい競争試験にハンディがつくかもしれないという恐怖心からである。だから、その『数分間』が、有り得ない授業には、目もくれない。また、試験科目は六つあった。教員は、そのうちの1科目だけの担当であるから、もし、殊勝な受験生がいて、教員に感謝することがあっても、試験に合格したこと自体を、その教員に感謝するわけではなく、せいぜい、六分の一の自分の合格の貢献度に感謝するだけである。

受験指導においては、このような状況が当然であることは、見たり、聞いたりして、知り尽くしているから、司法試験と聞いて渋面をつくり、受験生を蛇蝎のように嫌うのである。ところが、このような受験生が、やがて、法律実務家になるのであるから、このような目に遭った受験生が教員に対して好感をもつはずがない。こうして、大学の教員と法律実務家との間の軋轢は、すでに在学中にその萌芽があるのである。

しかしながら、現に、長年、受験指導をしている教員は、それを百も承知で、受験指導の実質をもつ特別の授業を続けているのであるが。

ところで、このような、自己中心的にしか、ものごとを考えられない学生たちが、やがて、日本の司法を担うことになることに、懸念をもつ向きもある。しかし、このような現象は、何としてでも、合格しなければ、法曹にはなれないのであるから、なりふり構わず受験に突進せざるをえない合理主義のしからしむところである。そして、これほどの、自己中心的な連中が、司法研修所での修習や実務界に出た後には、見事に変身するのである。これは、おそらく、実務界の冷徹な『掟』と先輩たちの厳しい『しごき』の賜物であろう。あたかも、『毛虫』が『蛹』になり、それが美しい『蝶』になるように、である。おそらく、実務界の培養能力の結果である。それでも、なかには、成長・変身しきれずに、依然として、自己中心主義に浸っている者もいるには、いる。

4 法科大学院の教員の救済の工夫

法科大学院教育は、どのように、華麗な文言で修飾しようとも、司法試験に合格して、

初めて就くことができる法律実務家を目指す学生のために行われるのであるから、その司法試験合格を抜きにしては、この教育を論ずることはできない。率直に言って、一種の受験指導の側面は明らかである。それは、設置のときから、法科大学院なるものは司法試験の受験資格を付与する教育機関であることは明らかなはずであり、それを承知で担当を引き受けた以上、相応の覚悟ができていないはずだから、文句をいう筋合いもないと言われたり、自分でも妙に納得したりするかもしれない。

しかし、一時的には、そのように説得されたり、自分で納得してみても、これまで、一切、受験指導の関心も経験もないし、試験問題さえ見たことのない教員では、受験指導まがいの教育をいつまで続けていられるか心配である。自分にとっては全く時間の浪費以外では有り得ない、受験指導に全精力、全精神を費やす日常が続くと、『これでは、話しが違う』ということが起こり得ることである。それでも、そのようなことを、法科大学院の教員になったからという理由で、じっとがまんしながら生涯続けることができるのか、それが教員の受難の問題である。

現在では、現実化していないが、法科大学院修了後の「新司法試験」にどれだけ合格できたかが取り沙汰されるようになると、成果が上がらないところでは、教員は「針の筵」に座ることになる。学生の勤勉の度合いが決定する問題であるにもかかわらず、教え方の問題に転嫁されるからである。週刊誌の冷めた数字と評論家という種族のこころない言葉に、傷つくこともあろうし、ときには、学生の父兄から、神経を逆撫でされるような罵声もあり得る。

しかしながら、このような受難に当面しても、実際に、司法試験の受験資格のために特化した法科大学院が発足し、現実にはその講義を担当している以上、強靱な気概で凌ぐしか途はないのである。つまり、このような厳しい環境にあって、おそらく、教員を救済する方法はないのではないか。

強いて、考え出すとすれば、教員の研究時間の捻出により安息を得る方法である。

その一つは、同じ法科大学院のなかで、教員が授業の担当を交代で行い（年度ごとにせよ、学期ごとにせよ）、順番に研究期間がとれるようすることである。ただ、その法科大学院で、そのような余裕があれば、のことだが。おそらく困難であろうが、しかし、工夫次第では、できるのではないか。

また、地域単位で考えて、近隣の法科大学院との教員交流を利用して、教授会の承認のもとに教員相互に援助し合い、1年間あるいは半年間の研究期間を捻出するという方法もあり得るだろう。もっとも、このためには、日頃、地域的な教員交流の研究懇談会などを設けて、研究報告、外国の法律事情などの交流のついでに、教育情報の交換を行っておく必要もある。いきなり、他の大学院の教壇に立つのでは勝手が分からないからである。

二つめは、なにも、私がしゃしゃり出ることではないが、時間の捻出のためには、これ

までの使用したことのあるゼミの教材を工夫して高度化し、その教材作成の研究や、それに費やしてきた教育経験を活用することによる効率化をはかって、自分の研究時間を確保することができるのではないかと思われる。これまでも、おそらく、テーマごとに、手元に堆積してきた幾つもの裁判例を組み合わせながら作成してきた、さまざまな応用事例があるはずであるから、それを教材にする場合には、蓄積された指導のノウハウは活かされるから、格別の負担はない。そして、それは、また、学生にとっても有用である。

三つめは、受験に神経をとがらせている学生対策である。当該科目の重要な原理・原則を教えていると、受験には役立たないと思ひ込むデキの悪い学生の苛立ちが、とにかく、授業の雰囲気をつぶすことがある。そのようなときには、学生に復習講義、補習講座を約束すると、意外に、全体に落ち着いた空気が流れる。そして、たしかに、約束した復習講座では、受験に特化していると信じている学生の意欲を高揚させ、受験準備の効率を急浮上させることができる。まして、とにかく、低下の一途をたどりがちな法曹になることの意欲を刺激し、正規の講義では、及ぶことができなかった、最近の法律情報を伝達すると、正規の講義の聴講気力もでてくる。ただ、約束した復習講義、補習講座であるから、一方で、授業内容として、担当教員が出題した問題を解明させ、それに対しては、必ず、多岐にわたる目配りを広げる訓練とその解決を文章化してまとめ挙げる学習が必要となるが、他方、中心となる課題は、やはり、学生がどのように自習ができるかの指導である。

ただ、このような指導は、かえって、自分の研究時間を失くすことになるが、苛立つ学生との緊張関係からくるストレスを解消することによって、捻出された時間を集中的に効率よく活用できるのではないか。そうでないと、自分の時間においても、授業のいやな雰囲気が始終頭の中につきまとうこともあるからである。

5 少数規模の法科大学院の特色

教員は、一人一人の、すべての学生を掌握することができるから、だれひとり、おちこぼれがないように配慮することができる。基礎的部分に不足している者があれば、それを補完して、他の者と同じ水準に到達させることができるし、基準を超えて理解している者がいれば、さらに、それを特別に指導して高い水準までに引き上げることもできる。

教員と学生との個人的関係が密接であることを活用して、個人教育と同じ効果をもたらすことができるだろう。

四 法科大学院における「実務基礎教育」

法科大学院で行われる「実務基礎教育」は、実際に現場で活躍されている裁判官、検察官、弁護士などの実務家によって行われるのであろう。「実務基礎教育」というが、これ

まで司法研修所で「前期修習」として行ってきた教育である。それを法科大学院において、司法試験の前年において行うというのである。そこで二つの問題があると思われる。第一は、教員側の問題で、教育効果が、思うようには上げられないところから、それを無理する担当者の負担の重さ、大きさが過大になるのではないかとということであり、もう一つは、学生側の問題で、この教育が行われる時期が司法試験受験の前年であるために、学生は、本当に、身を入れて、この教育を受けるのか、あるいは、本当に、身に付けることができるのか、という問題である。

1 『実務基礎教育』の効率

これまでの「実務教育」は司法研修所だけで行われてきたが、そのためには、司法研修所での「修習」を受け容れることができるだけの基盤があることを、司法試験の合格によって証明した修習生に対してだけに行われていた。ところが、法科大学院では、そのような前提を欠いたままの「実務基礎教育」であるから、担当者がどのように努力しても、それには限界があるので、どれ程の効率を挙げられるかという疑問である。

昨年の例では、司法試験の最終合格者の平均年齢は28.15歳であったが、このうち、25歳以上は74.4%だったという。つまり、7割以上の合格者が、大学を卒業してから、おそらく5年も6年も司法試験を準備し続けてきた、まじめな努力家の受験生であった。それでも、合格して、はっきりと、法律6科目については基礎的知識は確実であることを証明してみせたのであり、それを前提にして、実務修習を受けていたのである。

それが、法科大学院では、そのような司法試験による成績の確認がないままに、ただ、入学してから、1年後、あるいは2年後に、機械的に、実務基礎教育が開始されることになるが、既修者コースでさえも、現行司法試験に合格できるだけの実力が備わっているわけではないから、ここで、司法研修所の前期修習と同じ実務基礎教育の効果が、どれ程にあげられるのかの問題は、結局、担当者の過重な負担に置き換えられる。

というのも、これまで、司法研修所は、日本の司法の担い手を養成するために、国を挙げて組織化され、長年の経験から、修習内容を体系化し、教育効果を計算し尽くして修習の段階的配分を完成させてきたはずであるが、その教育スタッフも国家の考慮で慎重に配置され、一定の年限の後には、解放されることが約束されて、実行されている。しかも、この教官たちの重労働に対しては、たえず、国の細かい配慮が行き届いている。

ところが、法科大学院では、教育対象は司法試験に合格していないどころか、その到達度が不明なうちに、開始されるし、ことに、未修者コースでは、おそらく、2年間では完了しなかった基礎的な理論教育の補充を並行的に行いながらの、実務基礎教育であるから、どうしても、負担は二重になるし、その上、さらに、教育効果の上がないことに苛立つだけではなく、研修所のように一定期間の満了による解放はないのであるから、その圧迫

感からの抑圧のもとに、続けられることが憂慮される。

そして、弁護科目はもとよりのこと、民事裁判、刑事裁判、検察実務の起案の教材は、研修所では、長年にわたり蓄積されたノウハウで作成されたところを利用できるが、それはあくまで、司法試験に合格して、基礎的な理解は、一応、完結していることを前提としているから、法科大学院で、その途中にある学生に対して、そのまま、利用することはできないだろう。そうすると、学生の進度に合わせて、自分で作成することになるが、その労苦もさることながら、この状態を全国規模で見ると、あまりにも、バラツキが多大になり過ぎないだろうか。それに伴って、その教材を使用しての教育の範囲・内容・程度にもバラツキが出てくるのは、いたしかたないところである。

ところが、これまで、研修所では、教官の会議や打ち合わせで、次の段階の、弁護士事務所や実務庁における実践的な実務修習を睨んで作成されるために、教材には統一性が確保されていた。ことに、日本では司法研修所は一つしかないのであるから（それには疑問がある）、前期修習の内容は恒常的に安定していたところである。それは、半世紀も続いて、ますます磨きをかけて、完成度を高めてきたはずである。

この貴重な教育慣習が、法科大学院の設置のために、解体されてゆくのである。

つまり、研修所は、裁判所、検察庁、弁護士事務所における実務修習のためには、前期修習で、どの程度に起案の訓練の到達度が必要であるかは、これまでの経験から熟知しているから、それに基づいて、前向きな視点で、教材は作成されるのであろうが、法科大学院では、むしろ、この段階までに、どの程度に理論教育が終了しているかの、後ろ向きの視点で作成されることにならざるをえない。

そこで、このような困難が解消できるためには、この研修所の「前期修習」に当る法科大学院の段階を、研修所に戻すように、再び改変すべきである。それができない限りは、どのように困ったことがあろうとも、法科大学院として発足している以上は、この制度を提案した人たちに責任があっても、もはや、担当者は被害者であって、責任はないし、いわんや、学生の責任などは、全くない。そうはいつても、ここは、担当教員の賢明な工夫と懸命な尽力によって解決して行くしか方法はない。

そのためには、学生の処理能力を高めることも含めて、できることは、できるだけやるが、できないことは、できないとして、開きなおるしかないと思う。

2 『実務基礎教育』の時期からの問題

第二の問題は、この「実務基礎教育」の行われる時期が、新司法試験受験の前年であることである。前年といっても、この授業の開始こそ、前年であるが、修了試験の年に司法試験は行われる。だが、この受験の前年度には、実務教育の他にも、からだを張ることになるリーガル・クリニックやエクスタナーンシップなどの科目もあるが、それらを含めて、

なお、先端科目や選択科目などを卒業に必要な単位として履修しなければならない。

その時期に、学生は、おちついて、判決や起訴状などの起案を含めた「実務基礎教育」を受けることに専念することができるだろうか。司法試験の受験という『大仕事』を直前に控えて、直接には、試験に関係のない科目を神経を集中させて取り組むことができないことは、これまでの経験から目に見えている。

それが、はっきりしているのは、現行の修習制度との比較である。現行修習では、少なくとも、もはや、司法試験受験の責め苦はない。その安堵感の上に、全く新たに刺激的な「起案」を含めた座学であるから、それには、大いに、好奇心を燃やすだろうし、また、その興味津々の「労働」たるや、これからの職業に直結しているところか、この「労働」なしには、自分の将来の職業は有り得ないのである。つまり、死ぬまで、確固たる生活を保障してくれる、ありがたい「労働」であるから、それを、あだや、おろそかにすれば、バチが当たろうというものである。

それが、法科大学院では、どうだろうか。果たして、司法試験に合格できるかどうか保障はない。もし、万が一にも、三度受験して、合格できなかつたら、未来永劫、そのような判決などの「起案」には、縁がない。随分と殺生な話しであるが、この制度のしからしむところである。そのようなことは、能力を示すことができなかつたために「敗者は切り捨てられる」という自己責任の問題だけで済ますことができるだろうか。制度にも問題があるのではないか。

法曹養成の仕組みとして法科大学院を設置することが、ただちに、司法研修所の前期修習に代わる段階を含まざるをえなかつたのかどうか、それが、司法試験の受験の以前に行われなければならない必然があつたのかどうか、それが問題であつたのである。

そこで、この段階を、前述のように、専門家集団のいる司法研修所に戻す一方、法科大学院では、「実務家による実務理論教育」を「総合演習」として行うべきである。

五 新司法試験の問題点

1 試験の実施時期

(1) 4日間の試験を在学中に行う工夫の必要

調査報告書によると、法科大学院を終了した直後に試験を実施することにしているが、これは、法科大学院の課程を完全に履修させようとするることによるものであろう。せっかく設置した法科大学院であるから、予定したカリキュラムのすべてを完了させて、司法試験は、そこで、身に付けた能力を判定することが目的であろう。

だが、この結果は、2年課程の既修者でも、司法試験を受験するのは、大学卒業後の、いやでもおうでも3年目、従って研修所を終了するのは、大学卒業後5年目となる。未修

者コースでは研修所を出るのは、大学卒業後6年目の大学入学後10年目となる。これでも、最短期間である。

しかし、このようなことは、法科大学院終了後、まる1年間は司法試験の受験に当てられることに起因する。つまり、司法研修所に入ることができるまでの1年間は、完全にブランクとなるのである。

ところが、この空白の1年間において、実際に、試験が実施される期間は、わずか、4日間である。しかも、この日程は、受験生に無理のないよう工夫されており、初日の短答式試験は、少々、辛いものがあるかもしれないが、これとても、受験生にとっては、身に付けた実力が、十全に判定されるように、勉強のし甲斐を示すことができる機会でもある。しかしながら、それを含めても、その年度の司法試験は4日間で終了し、その上、口述試験も廃止されているから、この4日間がすべてである。だが、この4日間のために、まる1年間は、空けておく必要があるだろうか。このように、1年間は司法試験のために、ブランクにしたのは、これまでの、司法試験の実施を想定して決めたのではないか。確かに、これまでは、5月に短答式試験、そして、7月に論文式試験、10月に口述式試験とおよそ、まる1年間をかけて、実施されてきた。ところが、それが4日間となると、事情は異なる。

要するに、法科大学院の最終学年の、例えば、夏休みの8月とか9月とか、あるいは2月の末とか3月にでも実施して、大学院が終了した年の4月からは、司法研修所に入所できるように工夫すべきではないか。1月には学期末試験があるが、それを終了した2月末とか3月ならば、法科大学院の教育効果が損なわれることはない。

(2) 大学院終了した年の9月の司法研修所の入所の工夫

「研究調査報告書」によっても、「合格者が年内に司法修習を開始することを可能とするため、合格発表は毎年9月初め頃までに実施することとし、将来的には、更なる早期化が可能かどうかを検討すべきである」とされているのであるから、どうしても、「在学中の実施」ができないとするならば（できないことはないと思われるが）、法科大学院を終了した年度の9月に、司法研修所に入所できるように、8月までには、最終合格が発表できる工夫ができないものか。

それができれば、これまで通りに、司法研修所の前期修習に当たる段階が、9月から、6か月以上も設置できる計算となる。そして、司法研修所の前期修習に代えることが予定されている法科大学院の『実務基礎教育』は、研究者教員には指導できない、裁判実務の立場からの理論教育の『総合演習』を実務家教員が担当することにより、法科大学院教育を完成させることにする。

2 司法試験科目の範囲

(1) 試験科目の範囲は従来と変更はない それでも、法科大学院の必要はあったのか

司法試験科目は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目とそれに選択科目とされているが、それが、具体的には、公法系科目とは憲法、行政法であり、民事系科目とは民法、商法、民事訴訟法であること、刑事法系科目が刑法、刑事訴訟法であることがやっと明確とされている（最初から明確にすべきであった）。このような科目であれば、いままでの、司法試験科目となんら変わらない。実施方法を変えただけにすぎない。このような実施方法も、いままでの試験制度においてもできたはずである。

それならば、なにも、法科大学院制度を設置する必要は全くなかったのである。なにか、大仰に、根本的に変更されるように喧伝されたが、試験科目を見れば、そのことははっきりと理解できる。

それにもかかわらず、司法試験は「法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである」と宣言している。しかし、現在、行われている、あるいは行われようとしている「法科大学院の教育内容」は、せっかく、設置するのであるから、これまでどおりの『試験科目』に限られないようにしつらえられている。そうすると、現在発表されている司法試験は、実は、『法科大学院の教育内容の一部だけ』を試験するものであって、決して、法科大学院教育のすべてにわたって、その教育効果を試験しようとするものではない。

現行の司法試験の科目の範囲も『法学部教育の一部』であったが、仰々しく「法学部教育を踏まえて」とは言わずに、むしろ、試験の目的である観点から「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験である」（司法試験法1条）とされていたのである。

（2）「これからの法曹に求められる資質」の司法試験による判定

「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力」などの資質が求められるが、『改正司法試験法に定められた試験科目と試験方法では、それらの資質すべてを判定し得るものではないことに留意すべきである』ことが明確にされた。

法科大学院論議において、はじめて、清々しく潔い断定が力強く明らかにされた。確かに、この合格後に、司法研修所教育、初任研修などの継続教育、弁護士事務所での先輩たちの指導を受け、その背中を見ながら、日本の司法を担う有能な法曹として育てられて行くのである。これは、いままでも、そのようにしてきたことであるが、これからも、その培養力の旺盛な養成力は、時代の変化に応じて、ますます、創意・工夫を重ねて、後進の育成に当たることになる。つまり、法曹養成の真髄は、昔も、今も、そしてこれからも、当然であるが、この試験合格後の養成教育にあったのである。だから、試験以前の基盤を、慌てて、しかも、おおがかりで変更する必要もなかったのである。

もっとも、これまでのしくみで、憂慮されたことは、ただ一つ『自分のアタマでは考えない』習慣をもつ後進たちの出現であり、それを何とかしなければならぬことに衆目が一致していたところであった。なんとかすることにより、司法試験以後の養成システムによる大きな労力の浪費を避けることはできるはずである。つまり、後進たちが『自分のアタマで考える』習慣をもって登場してくれば、往年のように、先人たちが、直接に接触しての実技能力の個人的指導・教育をすることもさることながら、先輩たちの背中を見ながらの人格形成とともに『自分のアタマ』による自己研鑽で大きく発展していくことができるのである。

ところが、受験生が、『自分のアタマで考えない』習慣の原因は、彼らでは、どうしようもない試験方法の必然であって、彼らを責めることはできない必然だと考えている。その点に関しては、詳細に述べたことがあるので（角紀代恵他・『ロースクールを考える』155頁以下・成文堂）、それを簡単に言うと、現行試験では、1科目2問で2時間であり、1科目の解答に1時間ということになっていることに、「自分のアタマで考えない」必然があると書いておいた。1時間に1問という出題方法では、出題する問題にも限りがあるが、その問題に解答する、しかたにも限りがある。だから、それに答えることができるように、予備校で訓練すれば、「自分のアタマで考える」までもなく、解答できる。これを長年、繰り返せば、それが習慣になるから、司法研修所で、いきなり、1問1時間では解答できないような『事案』に当面すれば、面食らうのは当然である。

だが、あれほど、激しい競争試験に選抜される程の頭脳をもって訓練をしているのであるから、問題方式が変更すれば、その変更された問題にも対応できるのである。つまり、問題が「自分のアタマで考えなければならない」出題方式であるならば、「自分のアタマで考える」習慣も身に付く。

そこで、ドイツのように（前掲書、223頁）、民事系、公法系、刑事系に分けた事例を「ポン！」と出題して、5時間で解答させれば、「自分のアタマで考える」ことになる。だから、出題方式を変更するように、提案したのである。しかし、重要なことは、このような出題方式のために、現行方式を変更するだけで十分可能であり、法科大学院が必要である必然は全くない、ということである。

3 出題方法

(1) 能力が判定される問題点を具体的に指摘すべきである

「出題に当たっては、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる」という触れ込みは、大変結構なものであり、また、これが、新司法試験革新の中核部分であろうが、それだけに、実際に、その「能力が判定」のできる『出題』が具体的には、どのようなものであるかが

示されるべきである、と前述したが、そのモデル問題において『この点で事例的解析能力を判定し、この点が論理的思考力、この点により理論的かつ実践的能力を判定する』問題点であることを具体的に指摘すべきである。

(2) 複数の法分野にまたがらない出題の配点は

民事法系の分野では『例えば、うち1問は、実体法・手続法間又は民法・商法間にまたがる問題とし』となっているが、他方、このような『同一科目内で複数の法分野にまたがる問題については、必ず出題するとはしない』ということである。ところが『2つの法律分野にまたがる大きな問題については、配点比率を他の問題の2倍とする』ことになっているが、民事系において、もし、「他の法分野にまたがらない問題」が出題されれば、配点比率は他の科目と同じように、100点だろうか。

4 採点の問題点

新たな提案によると、各1問の配点は、100点を原則として、民事系だけは1問は200点(これは各法分野それぞれ100点のためであろうか)、選択科目は1問50点とするとの説明がある。

これまでは、40点満点だったところを、問題が要求する内容の密度の判定のためには、40点では足りないとして、この100点にしたのであろうが、この40点にする以前には、1問の配点は、100点だったと思う。

これを40点満点にしたのは、100点であると、採点のしかたに幅が広すぎて、採点者の基準の立て方によって、バラツキが大きくなるので、その苦い経験が、40点配点に凝縮させて、採点の精度を高めたのではなかったか。

それを、もとに戻すのは、それだけの成算があつてのことだろうとは思ふ。現在では、宇宙の果てにもいる宇宙探査船を電波で操ることができるほどにコンピューターの計算能力は高度化されているのであるから、そのような計算能力をもってすれば、採点のバラツキを調整するくらいは、いとも簡単にできるのだろうが、しかしながら、採点者のオリジナルの点数の1点の相違の重みが考慮されるのだろうか、と心配される。

従来のように、40点配点であると、採点者が1点の相違の判断に誤差が生ずることはほとんどないだろうが、100点ともなると、採点者に任される決断の許容範囲が広がることにより、一通ごとの採点に、不均衡が出てくる可能性があるだけでなく、採点途次に自身のスケールにブレが出てきて、それが、ひいては、採点者間のバラツキにつながってゆき、やがては、それが全体として増幅することがあるのではないか。

往年、100点配点の時期には、60点くらいを合格の目安にして、55点とか、65点の間を、行き来していたのであろうが、そのくらいならば、といて、現行のようにいっそのこと思いきって、40点に凝縮させたものであろう。おそらく、提案された100点配点でもシュ

ミレーションずみなのであるが、厳格に精査した結果の100点満点のうち24点とか、38点など意味があるのだろうか。つまり、本当に、それ程、採点の幅を広げる必要があるのかが疑問である。むしろ、現行のままにして、24.8とか、27.5のように小数点の採用の方が、採点者の判断の苦衷がそのまま表現されるのではないか。

六 司法研修所における修習

改革された司法修習について、注目されるのは『選択型修習』制度を採用したことである。これは、「分野別実務修習で民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分野を一通り体験した後に、司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習をおこなったりする課程とし、その期間は2か月とする」という。この修習の仕方について、興味を惹かれるのは、弁護士事務所をホームグラウンドとして、そこでも勿論、その他の修習箇所にも修習のために出かけて行って、また、そこへ戻ってくる仕組みと修習生が自ら開拓した修習先で修習を行うことを認めたことである。弁護士事務所をホームグラウンドとすることにより、ここでの緊密な関係が確保され、弁護士修習の効果があがるだけでなく、将来の弁護士職の遂行にとって重大な役割りを果たすことだろうと思う。

この『選択型修習』は、ことによると、ドイツの修習の方法をモデルにしたかもしれない。ドイツでは、法曹養成改革法（実は裁判官法の一部の改正）では、2年の修習期間のうち、弁護士事務所での義務的弁護士修習が9か月間にも拡大されたために、選択修習の幅は減ったが、それでも、適切に実務修習を保障する箇所での選択修習ができる。旧法（旧裁判官法）では、国際機関、経済団体から、労働組合、外国の弁護士事務所まで、選択修習が、かなり、大幅に認められていた。

日本でも、裁判修習と弁護修習との割合が問題になっているようだが、ドイツでは、修習終了者の8割以上が弁護士になる（あるいはならざるを得ない）にもかかわらず、法曹養成自体が裁判官資格を取得するために行われるから、どうしても、弁護士修習はおろそかになっていたために、これまでも、分離修習を求める弁護士界との激しい論争が行われてきたが、どちらかという、裁判官の仕事が、事件の回顧的処理に対して、弁護士の仕事が事件の展望的処理にあるという相違に着目して、弁護士のための独自の修習が必要であるとの認識で一致し、弁護士修習が、これまでの3か月から9か月間の（弁護士界は15か月を要求し、司法大臣会議は12か月を認めた）義務的修習の拡大で決着がつけられていることが参考になる。

また、日本でも民事系修習と刑事系修習との割合が取り上げられているが、ドイツで法

案の審議に際して、各界の専門家に対するアンケートの調査項目のうち、科目配分については「適切であるか」という質問が含まれていたが、それに対して、民事系をもっと増大させ、刑事系は、あまり必要もないから、もっと減少させろという意見が多かったことには、思わず目を見張った。

日本での、新しい司法修習制度では、後期修習が2か月に短縮されたことはともかくも、これまでの前期修習がなくなったことは、実務修習に影響がないわけではないだろう。研修所とすれば、前期修習でどの程度に起案などができるようになれば、実践修習は効率的であるかを熟知していたからこそ、それに間に合わせるように、この3か月間の集中的な特訓を行ってきたことは、貴重であったはずである。法科大学院の『実務基礎教育』が、どれだけ、それに代わることができるかが未知数であるが、人的・物的整備から考えても、これまでのように、研修所が行ってきた具合にはいかないだろうから、もし、それが、中途半端に終わるとすると、いきなり開始される実務教育も、修習生の数が倍以上になることを考え合わせると、中途半端にならざるを得ないだろう。そうすると、このために、被害を蒙るのは、本人だけでなく、日本の司法であり、国民である。しかし、このようなことは、法科大学院構想が発表された時点でわかっていたことである。

七 法科大学院の実効性

法科大学院には、反対の立場をとっていても、すでに、走り出した『法科大学院による法曹養成』に、いまさら、異論を提出することは全く無意味である。むしろ、法科大学院の実効性を、これが設置されていなかった状況と対比して、設置されている現状を積極的な方向で探してみたい。五つほどが挙げられるだろう。

第一は、学生に司法試験を勧めるリスクから、教員が解放されたことであり、第二は、これまで、大学をレジャーランドとうそぶいていた学生と違って、『その気』になって集まって来ている学生たちだけに対する教育が行える点である。第三は、教育内容が、直接的に、法曹の資質に効用をもつ点であり、第四には、担当教員間で指導について協調できること。そして第五には、試験に合格できない者のための受け皿を設ける必要なくなったことである。

まず、第一は、教員が司法試験の受験を勧めるリスクから解放されることである。

日本の国民にとって、日本の司法を担当する法曹が秀ぐれているべきことは、医療に当たる医師たちが秀ぐれていなければならないのと全く同様である。ところが、法学部が、今もって、医学部や理工学部に対して優秀な学生を集めることに優位に立っているとは思えない。そこで、『ナンデモ学部』である法学部の『ナンデモあり』学生の中には、やがては、法曹となることに適していると思われる学生がいるときには、法曹となることを勧

めたいところである。しかし、司法試験合格の昨年の資料でも、受験生4万5372人のうち、合格者1170人であり、その平均年齢は28.15歳である。合格した者は、受験開始から3年以上が732人であるという。それでも、合格できたからよかったが、もし、受験を勧めて、何年間も合格できなかった場合には、彼の人生が台無しになることもあり得る。というのも、終身雇用制が崩壊した現在においても、学生が就職したいと望む企業への就職の機会は、大学の卒業時の一回だけであるから、その機会を、みすみす、放棄しての司法試験受験となる。

彼が優秀であると認められるからこそ、日本の国民にとって有為な人材であるとして、法曹となることを勧めたいくらいであるから、もし、民間企業に就職していれば、そこでも、彼は有用なスタッフとして活躍し、その企業にとって大きな利益をもたらすに違いないが、それにもまして、彼自身の生活は安定し、家族とともに、繁栄した生涯を送ることになったことが予想できる。

ところが、もし、卒業後に、間もなく、司法試験に合格することができるならば、彼のためにも、日本にとっても、結構なことである。しかし、その年度の6科目の試験科目のうち1科目の、しかも、そのうちの1問だけでも、十分に解答できないことがあれば、合格はできない。合格定員が決められた競争試験により、その年度の他の受験生との試験の成績の相対的評価によるからである。

しかしながら、教員が、受験を勧めたい学生は、朝から夜まで、真剣に受験を準備している学生（もちろん、このような学生にこそ日本の司法の将来を期待している）ばかりではなく、大学4年間を目一杯、さまざまな方面に知的好奇心を燃やして、積極的に活発に活動している学生の中にもいるのである。講義のなかで、教員が一読を勧める文献を挙げれば、たちまち、それを借り出して講読し、また、授業の端々に出てくる歴史的な沿革や制度の現代的展開に異常な興味をもって、図書館でそれを徹底的に調査して質問してくる。

だが、黙って見ていると、その連中は、課外の活発なサークル活動にも積極的に参加して、上下左右の学生との連帯感のあり様を学びながら、生涯にわたる友人を見つけて飲み歩き、授業科目以外の講義の聴講どころか演劇とか、マジックなど奇妙な趣味にのめり込んで、青春を謳歌している学生である。しかしながら、そのような学生のうちでも、ゼミで行う発表の状況とか、学年末試験の成績、あるいは課外講座の少人数クラスでの取組みを見ていると、どうしても、裁判官や検察官、弁護士になって日本の国民のために活躍してほしいと切望したい者がいるのである。ところが、このような学生に対して、「司法試験を受験しろ」とは言い切れない。リスクが多すぎるからである。本人の将来だけでなく、学費を負担している両親などの家族を考えると、黙って見送るか、あるいは、受験の相談があっても、内心では葛藤しながらも、口では、「一応、就職しろ」というしかない。

ところが、法科大学院ができて、ここに入学を希望すること自体、すでに、就職の機会

を放棄するリスクは自分で負うことの覚悟ができているのだから、教員は、この問題については何も言う必要もなくなった。つまり、彼の将来は、彼だけが責任を負う仕組みとなっている。

第二は、上記のような学生が、たとえ、教員の勧めではなくても（それほど、大胆に無責任になれる教員はいない）、自分で法曹を志していれば、その希望の実現を容易にするために、三つの支援対策を講ずる必要も責任もあるが、それは、これまでの法学部の課外講座でも、容易ならざる対策であった。それを、法科大学院では敢えて行う必要がなくなったことである。

一つは、彼が志している法曹の実際の姿を知らせることである。入学の時点では、テレビや映画での、誇張された虚像か、あるいは部分的な活動範囲しか知らないのであるから、法曹の実像について、法曹三者から直接に語りかけてもらえる機会をつくり、その機会に学生の質疑応答を通じて、『法曹』についての正確な知識をもたせ、さらにその役割の日本の規模の幅の広さと庶民のための活動の効用について『関心』を強めてもらうことにする。この企画には、学生にとってかなりのインパクトがあり、この講演が後々まで影響を与えたり、あるいは、これを機会に法曹に好奇心をもつことになる。ことに、身近かに演壇に立っている裁判官、検察官、弁護士を直接に眺めながら、「あの人たちが、ほんもの裁判官や検察官、弁護士か」と感嘆しているし、活動の状況の『話し』でも、教員が間接的に解説するよりも、はるかに、熱心に夢中で聴いている。

ところが、大学や法学部は、このようなことに『関心』はないから、課外講座で実施するしかない。しかし、これだけの催しの効果の程は、十分に分かっているし、手応えも感じてはいるが、時間割りの問題と財政的な都合で、せいぜい、2～3回の程度である。それが、法科大学院であると、その「ほんもの」の実務家が息がかかるほど身近かにいるのであるから、毎度、『話し』を聴く機会があるし、わざわざ、講演を設定する必要もない。

二つめの対策は、「喝！」を入れることである。それでなくとも、大学受験の束縛から解放されて、合コンなどにうつつを抜かすのはともかくとしても、学生は、どうしても、好奇心の塊りであるから、「行動半径」は広がるし、取り組みも多種多様である。「お宅族」になりながらも、インターネットやメールを通じて、全国規模どころか、最近では、世界規模、地球規模の連絡網をもつ。そのこと自体は、かえって奨励できても、専門法律家を志しての準備の開始は、きわめて遅くなり、卒業間際になって「そろそろ始めるか！」とか、さらには、留年したり、卒業してから、やっと、開始するのが、むしろ、普通である。だが、大学の講義や演習を活用していないどころか、出席しても居眠りをしている日常では、ロクに法律を学んでいないのであるから、受験準備を、この時点で開始しても、合格が遅れるのは当然である。しかしながら、大学では、そのことを承知していても、誰もそれに注意を払う者もないのも、また、当然である。

そこで、とかくこのような天下泰平になりがちな、のんびり屋に、入学時に、「カツ！」を入れて、「いま、やらなければ、ならないことが、山ほどあるんだ」と宣告・脅迫しておく必要がある。

しかし、この対策の最大の目標は、実は、当の学生よりも、むしろ、大学や教員にある。大学も、教員も入学したての学生には、今から卒業後の進路までとりこし苦労するようなことは『なににも』ないと考えている。ことに教員は、入学早々の学生に対しては、当分の間は、自由を謳歌させ、かえって、『なにをやるにも』早すぎるから、『何も』させることはない、と説くことが多い。これが、怠惰な学生にとっては、「免罪符」となり、新入生の当分の間どころか、卒業まで続くきっかけとなるのである。

だが、これほど、誤った『新入生観』はない。彼らは、十分な理解力と旺盛な好奇心をもって、『なにごと』にも意欲的に取り組めるのである。だから、教員がなんと言おうと、職業的法律専門家を志す以上は、入学時早々から、絶えず、法律の勉強に関心をもち続けることを強要することにはしなければならない。だからと言って、受験勉強の開始を勧めるわけではない。新入生に司法試験の準備などできるわけではないし、できるなどと考えるのは、おこがましい。卒業後の進路がどのようなであれ、法学部の卒業生として、最低限度の量と質の知識とその応用能力を備えさせることが大学の責務であるから、そのための基礎の、また、その基礎を身に付けさせることから始めなければならない。これが三つめの対策である。

しかしながら、同じく、基礎の、また、その基礎を造り上げるための手解きを始めるにしても、司法試験を全く受験するつもりのない学生に対するものではないことは、はっきりしているから、この三つめは、担当教員の気持ちの上では、司法試験をにらんでの対策である。つまり、学部の講義よりも、まずは、もっと初歩的・基本的な解説から始める。しかし、それは、その上のクラスと、さらに、その上のクラス（ここでは、もはや実践クラス）を予定した基礎クラスであるから担当者は、それを承知で講義を行う。

ところが、二つめ、三つめの対策を立てることは、実は、学部の正規のカリキュラムでは、不可能であるから、これも課外講座で行うことになる。そのために、法学部にも、大学にも白い眼でみられながら、肩身の狭い思いで、課外講座でこの企画を実施する。もし、周囲の目を気にして、そのようなことをしなければ、学生は、入学早々に目にする予備校のポスターなどの宣伝に心を動かし、それでなくとも大学の入学金の支払いなどで、細りに細った、おやじのすねをシャブリ尽くして、大枚を払ってもらい、司法試験予備校に通い始めることになるし、あるいは、卒業後は何年もの受験浪人を続けることになるからである。

しかしながら、これが、法科大学院であると、組織のなかで、このような対策は、初めから正規のカリキュラムとして体系的に組むことができる。

第三は、教育内容が法曹養成制度の目的と一致する（はず）ことである。

これまで、どこの大学の法学部でも、当然のことながら、司法試験を意識した教育は一切していない。大学は法律学の学問的研究をするところであると自負し、学生にも、その研究成果を伝授するところだからとされてきたからである。

確かに、日本全国5万人の法学部の学生がいても、職業的法律専門家になるのは、年間500人足らずであったし、法学部で司法試験の受験を希望する者は、在学生のうちに2割もいないのが通常であるから、試験科目に相当する科目を担当する教員でも、生涯、一度も、司法試験問題を見ることがないのが普通である。だから、前述のように、大学の授業では、司法試験問題のシの字も取り上げられることはない。

そのような、教員側の態度にもかかわらず、司法試験の合格者は毎年、大学から輩出されてきたが、それとの関係はどのようなものだったのか。

それは、古くは、司法試験の側が解決してきたのである。つまり、司法試験の問題が法学部の学年末の試験と全くもって同じだったのである。だから、まじめに、大学法学部の課程を履修してきた者は、学年末試験において、その勉強の成果を示すのと全く同じように、司法試験でも答案を書くことができれば、合格することができたのである。

このような大学法学部の教育内容と司法試験問題の内容の一致は、その後、少しずつ「ずれ」が出てくる。やがて受験生は急激に増加してくるが、それに伴って、司法試験問題も難化していった。だが、試験問題難化の原因の一つは、学部の講義の内容が、範囲を広げ、質の程度を高めてきたことに応じるものでもあった。

大学では、新進気鋭の研究者がスタッフとして次第に増加してくると、彼らにより、新たな学説が提唱され、それが、教科書レベルまでに取り入れられよう公認されてくると、講義も必ずそれに触れる機会が多くなり、他方、最高裁判例から、下級審裁判例にいたるまで、教材として取り上げなければならない程、重要な先例が豊富に蓄積してくると、教室においても、しきりに、それが解説されるようになってきた。こうして、法学部の講義も充実してくるにつれて、司法試験問題がレベルを高めて難化したのは、当然のことであった。

ところが、ここで大学側のカリキュラムについて幾つもの問題が発生した。それは、一方で、カリキュラム拡充の必要が生じてきたにもかかわらず、他方では、時間割り編成の上で、講義回数は従前のままにしなければならなかった足枷が架せられていたことであった。

まず、カリキュラム拡充の必要は、企業サイドからの要望に応ずることができるためであった。法学部の学生の法律基礎知識の、もう少しの、徹底をはかってほしいという要求は、卒業生の実力の惨澹たることの実証がつけつけられてのことであったし、卒業生の9割を超えて民間企業に就職するのが実情であるから、この要望に応えなければならないことは当然であった。

また、産業技術やIT関連の進展につれて、知的財産法などの先端科目の法学部における設置の圧力の前に、これに対応する科目を設けざるを得なかったし、他方、国際化の大波にさらされて国際取引法などの国際関係法の充実が強く迫られてきた。こうして、一方で、大幅なカリキュラムの拡充のために設置科目の増加はやむを得なかったにしても、他方で、授業時間は限られているのであるから、その解決のしかたとしては、それらの科目を履修する学生の選択に任せるしかない。

このために、学生の選択の幅を広げると、その選択の仕方により、二極に分解し始めた。法曹を志す、ごく限られて少数の学生と民間企業への就職を目指す大多数の学生とである。ところが、基幹科目の講義は、この両者を取り込んだ集団に対して行われるから、どちらの希望者に対しても、中途半端にならざるを得ない。どちらの学生グループにとっても不満が生じたが、もっとも、激しいフラストレーションを起こすのは、担当教員である。講義から帰ってくるや、へたりこんでいるが、無理もないことであった。

ところが、法科大学院では、学生が、法曹希望一色であるから、講義も、安心して、それを目標に取り組むことができる。

第四は、教員間の協調である。

司法試験の出題の『範囲』と解答に要求される『質の程度』の確保のためには、正規の授業だけでは、賄いきれないことを、受験指導を経験している教員は、十分に承知している。ところが、同じ科目を担当している教員でも、死ぬまで、司法試験問題を一度も見たことはないし、見るつもりもない者もいるが、それが正常である。だから、このような正常な教員は、正規の講義で十分大学教員として責務を果たしているのであるから、それ以上のサービスは趣味の部類に属していると考えている。そのような眼で、受験指導に憂き身をやつしている同僚を見ると、「そんなヒマがあれば、論文の一本でも書けばいいのに」と顔に書いてある。ところが、学生は、受験を志しながら、たえず、生涯、受かることができないのではないかと、という不安にさいなまれて、不景気な顔をしてしょぼくれている。そして、ホームレスのように階段に座りこんでいるのを見ると、「バカ！ 何をやっているんだ。オレがついている！」と指導を始めてしまう。それも、決して、一過性ではないから、続けることになる。しかも、そのような学生は一人ではないから、その労力は並大抵ではない。

そこで、正常な教員は、「いい年をして、同じことを、何だって、何年もやっているんだ！」と内心ばかりでなく、口にも出るようになって行く。それに対して、他方は、「お前だって、一人や半分の受験指導をしても、バチが当たるわけではないぞ！」と反発している。このように、向かっている方向は同じではないから、どうしても、反目することにならざるをえない。

ところが、法科大学院では、目標は同じであるから、このような反目はないし、むしろ、

協調のために、各自の指導方法などの情報の交換もできるし、さらには、教育のためには相互に助け合うこともできるようになる。

第五は、落ち零れの受け皿を作る必要がなくなったことである。

無理して、受験を勧めた学生に限らず、自分で始めた学生でも、合格できるとは限らない。これは法科大学院でも制限回数の中に合格できなければ、元も子もない。これを本人の自己責任だけですますことはできない。7割も8割も合格できるという、立案者たちのいい加減な宣伝にだまされた揚げ句、新聞では、法科大学院制度の『大ぶろしき』と指摘され（これも別に、法科大学院に責任があるわけではない。法科大学院は別に8割も合格できると言ったことはない）、結局、2割も合格できないこともあるからである。

これが、法学部であると、課外講座を設けて、この落ち零れ学生のための受け皿とすることになる。というのも、この落ち零れも、必ず、合格させなければならないが、繰り返して述べてきたように、法学部の講義だけでは、司法試験に必要な範囲と質の程度が、時間割の都合で、確保することができないためである。そして、それは、奇特的な教員によってカバーされることになる。もっとも、法学部の教員のうちには、そのこと自体を苦々しく考えている者もいる。あるいは、それが正常な感覚かもしれないが。

これが、法科大学院であると、少なくとも、そのような者のためには『復習カリキュラム』を設置すればいいことになる。誰も、苦々しく思う者はいないし、むしろ、合格できないことに責任さえ感じることもあり得るから、進んで、担当することも期待できることもあるだろう。法科大学院ならでは、である。

おわりに

プロセスとしての法曹養成への改革といっても、司法試験合格後の司法研修所とその後の継続教育は、改革前と同じであるから、改革された「プロセス」としては、法科大学院と司法試験との関係だけである。しかし、一発勝負の司法試験にかけるのではなくて、プロセスとしての法科大学院を重視するというのなら、次の二つに一つであるべきである。その一つは、法科大学院を終了しただけで、法曹資格を与えるか、もう一つは、法科大学院の成績を、司法試験の合否に斟酌することである。

ところが、両方ともに否定されている。これでは、到底、プロセスとしての法曹養成とは言えない。そして、結局、一発勝負の司法試験に、すべてを託している結果となっている（新聞は、『試験信仰』脱却できず！ という見出しで「試験信仰からの脱却をめざしたはずの法科大学院構想。だが、めぐりめぐって、『頼りになるのはやはり試験』という線に落ち着こうとしている」と指摘している）。

そして、「プロセス」というために、立案者は、司法試験は法科大学院の『教育内容を踏まえたもの』として、そのつながりを強調するが、前述のように、その『教育内容』たるや、抽象的・一般的に想定する『教育内容』である。それならば、現行試験制度においても、その出題内容を、想定された法科大学院の教育内容の程度に高めればいいだけの話であった。また、新司法試験なるものは、試験科目は現行試験とほぼ同じであり、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法であるが（行政法を加えて）、それに、かつて除外した選択科目を復活させただけである。出題形式は、変更されたが、現行の試験においても、それは完全に実施することができるものである。

要するに、以上の限りでは、わが国では法科大学院制度の必然はなかったということである（法学部の上乗せするカリキュラムで足りた）。ところが、現行制度にはなくて、法科大学院において設けられたのは、司法研修所の前期修習に代わる『実務基礎教育』である。しかし、これこそ、問題なのである。

もともと、法律実務家になれることを保障した、司法試験に合格した者に対してこそ、意味のある『実務基礎教育』を、司法試験の合格の以前に行うこと自体、無理がある。教育技術や教材の問題だけではなく、試験の準備に神経質に明け暮れている学生に対して、試験に合格しなければ、全く、無用になる教育を、試験と無関係に強制すること自体、残酷なことである。従って、もし、真剣に法科大学院の教育の充実を考えるならば、最終的には、このような実務教育は、法科大学院のカリキュラムから外して、司法研修所に任せべきである。その結果は、結局、修習期間の延長にならざるを得ない。

そして、現行の予定されている『実務基礎教育』は、あくまで、理論教育の成果を深める、あるいは高める「実務家教員による実務理論教育」の『総合演習』として活用すべきである。ことに、この講座を実務家教員が担当することにより、教育効果は何倍にもなるはずである。もともと、法律理論は、実務に活かされることを前提にして、出来上がっているはずである。実務に無関係であるように思える法哲学や法社会学、法制史などこそ、実務との連関が重大である。法の実定性は、妥当性だけではなく、その現実性、実効性を基礎とするし、現実の法実現のあり様を批判的に披瀝してくれる学問は、実務界にも、たえず不可欠であり、また、現在の法の姿は、これまでの法の発展の結果であるから、それがどのような展開・変遷を遂げてきたのかを知ることは、現行の法が、今後、どのように変化して行くか、また、どのように発展すべきかを展望できるためにも、きわめて有用である。

逆に、ただちに、裁判において適用・実現される実定法の解釈論議も、実務家の観点から、どのようになるかは、理論研究にとっても重大な意義をもつことはいままでもないが、実務家教員による理論教育は、実務家を志している学生にとっては、貴重な機会を与えることになる。それは、いままでの法学部教育では不十分だった部分であり、法科大学院に

において、はじめて、実現されて補完されたのである。その意味でも、実務家教員による実務理論教育は、法律学教育においては、不可欠であるから、なにも、司法研修所の前期修習にあたる『実務教育』をここで行わなくとも、法科大学院教育において、もっと重大な役割をになう実務家による実務理論教育の「総合演習」が行われるべきである。

たしかに、連携法などにより、日本の法曹養成の整備は完了した。しかし、この時点においてこそ、何年かの実施の経験から、必ず、点検・再検討を開始することを約束すべきではないか。ことに、司法研修所の2年制の復活などである。

また、司法試験は在学中に済ませて、翌年から司法研修所に入所させることなどの工夫が必要である。その司法研修所においても、裁判研修では、特許関係、建築関係などの高等裁判所での修習とか、弁護士修習では義務的期間を延長したり、また、『選択型実務修習』として、費用の全額を国が負担する国連などの国際機関での修習などの機会も増加させるなどの検討も続けてほしいものである。

そして、法科大学院の全国規模で交流の連絡網を設けて情報交換を行うのもいいが、自分では授業も担当していない大学の高級管理者や受験指導の経験もない上級管理者の集会ではなくて、実際に、日常的に学生に接触しながら、法科大学院教育や司法試験制度、ひいては司法研修所の修習がどうあるべきかを苦慮している現役の若手教育者（研究教員、実務教員を含めて）が会議をもつべきである。そうでなければ、ヤタラメッタラと抽象的な呪文のような紋切り型の決まり文句が並べられるだけで、血の通った現実に即した提言は出てこない。

ただ、望むらくは、現行制度におけるように、司法試験の合格者が少数特定の大学に寡占されることがないことを願いたい。日本全国の津々浦々から、本当の俊秀たちが各地の法科大学院から輩出して、彼らにより日本の司法が健全に担われることを祈願したい。

また、各法科大学院の担当者は法曹養成のあり様を、立案者の一方的な取り決めに任せないで、その当否を絶えず検討しながら、自らの改革を提言すべきである。

(平成16年7月30日脱稿)